平成２１年（フ）第８８２号
神戸市灘区大石北町１番19号コーポ三木501号、前住所大阪市大正区泉尾１丁目28番７―808号
破産者　三宅　孝和
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３５２号
神戸市兵庫区三川口町２丁目５番12号　甲南兵庫第２コーポラス302号
破産者　宮丸　信浩
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１２号
神戸市須磨区高倉台８丁目13番３号
破産者　上森　信幸
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１２号
兵庫県姫路市保城348番地１　レオパレス花の北109号
破産者　黒川　政秋
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第６８９号
兵庫県加古郡稲美町和田255―２、住民票上の住所兵庫県加古郡稲美町幸竹321番地
破産者　坂元　俊夫
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第４４７号
香川県綾歌郡綾川町畑田2473番地８、開始決定時の住所香川県高松市川部町619番地２
破産者　長尾日登美
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３４４８号
札幌市中央区南24条西14丁目１番41―406号
破産者　田川　昌子
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６４号
福島県会津若松市慶山１丁目13番22号、前住所福島県田村郡滝根町大字神俣字入新田176番地
破産者　星　　広勝
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２６８５号
横浜市中区本牧荒井60番地４
破産者　高田　敏弘
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７１６号
神奈川県川崎市高津区久末1566番地１　ルックハイツ日吉１―422
破産者　今村　　均
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３１２１号
横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目26番８号
破産者　山崎　恒子
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４３号
神奈川県相模原市新戸2714番地５
破産者　林　　次吉
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第９２号
長野県千曲市大字上山田3813番地164
破産者　吉池　健彦
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１８６号
長野県上田市神畑304番地６
破産者　角谷　重男
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第４８号
静岡市清水区由比阿僧998番地の１
破産者　深澤　　勝
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２７号
滋賀県長浜市神前町８番８号
破産者　佐藤　増成
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第１９０８号
京都府京田辺市三山木西荒木３番地９
破産者　小郷　　尚
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５号
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷区田代31番地５
破産者　奈須富久代
1　決定年月日　平成22年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２０２１９号
埼玉県さいたま市緑区大字間宮306
破産者　本多　茂敏
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部